

○電子航法研究所研究評価委員会規程

制定 平成28年4月1日 電子研規程第9号

電子航法研究所研究評価委員会規程を次のとおり制定する。

(設置)

第1条 電子航法研究所（以下「研究所」という。）が研究の評価を実施するため、電子航法研究所研究評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、研究統括監、研究監、領域長、企画部研究計画課長により構成する。

2 委員長は、研究統括監とする。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第3条 委員長は、必要な都度委員会を招集する。

(評価の制限)

第4条 評価対象研究課題の研究実施主任者が所属する領域の長は、その課題に対する評価は行わないものとする。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の評価結果を所長に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部研究計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。